試験委託に係わる秘密保持契約書

(以下「甲」という)と株式会社島津テクノリサーチ (以下「乙」という)とは、試料の分析および試験(以下「本試験」という)に係 わる秘密保持のため、次の事項を契約する。

- 第1条 乙は、本試験に関し、甲から提供を受けた本試験の遂行に必要な技術 情報及び試験物質を本試験のみに使用し、甲の書面による事前の同意 なく他の目的に一切使用又は利用しない。
- 第2条 乙は、本試験に係わる打ち合せ事項、技術情報、試験物質及び試験等により知り得た甲の業務上の秘密、ならびに本試験の結果につき秘密を厳守し、他に開示又は漏洩してはならない。また、乙は、甲から提供を受けた技術情報は機密扱いとし、甲の許可なくしてみだりに複写してはならない。
- 第3条 乙は、技術情報及び試験物質を甲から受領する都度、当該受領書を甲 に提出する。
- 第4条 第1条および第2条の義務は、開示の時点において公知の情報、乙の 責めによらず公知となった情報、第三者から機密保持義務を負わずに 適法に入手した情報、および乙において甲から提供される以前に知得 していたことを証明できる情報については適用がないものとする。
- 第5条 乙は、本試験の終了後、又はそれ以前においても甲の指示を受けた場合、速やかに返還可能な技術情報及び試験物質を甲に返還するものと する。
- 第6条 乙が本契約に違反したときは、甲は乙に損害賠償の請求をすることが できる。

第7条 本契約の期間は、本契約締結の日から5年間とする。但し、期間満了 の1ヶ月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がない場合、本契 約は更に2年間ずつ延長されるものとする。

第8条 本契約に定めのない事項若しくは解釈に疑義を生じた場合は、甲・乙 信義誠実の精神を以して協議し、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲。

京都市中京区西ノ京下合町1番地株式会社島津テクノリサーチ代表取締役 福永 秀朗